

議案等資料 (補正予算資料)

令和 2 年 第 2 回 臨時会

議案第 39 号

令和 2 年度 国民健康保険事業特別 会計

補正予算 第 1 号

課かい名 国保健康課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	2	6	1	1	1

事業名 傷病手当金支給事業

補正額 430 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	2	1	3	1	1

細節名 傷病手当金補助金

補正額 430 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾に基づき、傷病手当金の支給に要する経費が必要なため。

説明

歳出 (補助率10/10)

傷病手当金の支給 $4,000円 \times 2/3 \times 7日 \times 23人$

歳入

国庫支出金

傷病手当金の支給について

1 趣旨及び背景

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う内容が盛り込まれたことから、国、県から市町村に向けて、傷病手当金の支給に向けた条例整備の要請がなされたところである。

このことに伴い、支給に関する特例を条例に規定するとともに、傷病手当金の支給にかかる必要な経費を予算化するもの。

2 制度の概要

国民健康保険の被保険者である被用者のうち、次に該当する場合に傷病手当金を支給する。

(1) 対象者

給与の支払を受けている者で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。）

(2) 支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

1日あたりの支給額×支給対象となる日

$$1 \text{ 日あたりの支給額} = \frac{\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times 2/3$$

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合は、最長1年6月まで）